

問題社員が引き起こす

労務トラブルへの勘どころ・対応策

～ 実務(裁判例)及び法改正を踏まえて～

～ 総論と各論の2つのセッションで分かりやすく解説します。～

開催要領

日時 2019年5月31日(金) 13:00～17:00

会場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介

石寄・山中総合法律事務所 パートナー弁護士 江島 健彦 氏

【講師略歴】江島 健彦(えばた たけひこ) 弁護士

1998年早稲田大学政治経済学部卒業 2003年司法試験合格 2005年司法修習修了(58期)
弁護士登録(第一東京弁護士会) 石寄信憲法律事務所入所(現:石寄・山中総合法律事務所)
2013年1月ヴァイスパートナー就任 2015年1月パートナー就任

【主な著書】「個別労働紛争解決の法律実務」(中央経済社・2011年・共著)「労働時間規制の法律実務」(中央経済社・2010年・共著)「Q&A 人事労務規程変更マニュアル」(新日本法規・2013年・共著)「Q&A で納得! 労務問題解決のために読む本」(日本労務研究会・2016年・共著)ほか



ご参加頂きたい方

人事労務部門、法務部門、総務部門等に所属され、上記テーマをめぐる諸問題について実務の観点から学びたい方

■受講料: 1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円(本体価格30,000円)
一般	35,640円(本体価格33,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

([セミナー・会員研究会]→[よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く場合もございますので、予めご了承ください。

*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3511(代) FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

191199-0503		問題社員が引き起こす労務トラブルへの勘どころ・対応策	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-mail			
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-mail			

プログラム

5月 31日
(金)

13:00

【開催にあたって】

今日、多くの職場で、「メンタルダウンで長期間欠勤している」等の会社との「約束」通り働かない社員（＝問題社員）の諸問題が顕著なものとなってきています。そこで、会社側に立ち人事労務トラブル案件を豊富に扱っている弁護士が問題社員への実務対応の一般的考え方を解説した上で、その具体的なケースについて裁判例を交えながら解決策を解説していきます。

第1 問題社員の類型に応じた実務対応（総論）

1. 問題社員とは
2. 能力不足者に対する実務対応
3. 勤務態度不良者に対する実務対応
4. 健康不安者（身体的故障、精神的故障）に対する実務対応
5. 私生活不安定者に対する実務対応

第2 具体的企業秩序違反行為（のおそれのある言動）への実務対応（各論） ～ 裁判及び労基法等の改正を見据えて～

1. 採用面接で病歴を詐称した者への実務対応
2. 両親の介護で転勤を拒否した者への実務対応
3. 子供との約束を優先して休日出勤を拒否する者への実務対応
4. 36協定の上限を超えて残業をする者への実務対応
5. 長期の年次有給休暇を取得する者への実務対応
6. 業務引き継ぎをしないで退職しようとする者への実務対応
7. 出退勤が乱れていることから精神的故障が疑われる者への実務対応
8. 短時間勤務しかできないのに復職を申し立ててくる休職者への実務対応
9. 無断でアルバイトをしていた者への実務対応
10. 痴漢で捕まった者への実務対応
11. SNSで会社を誹謗中傷する者への実務対応
12. パワーハラスメントの被害者だと申し出てきた者への実務対応
13. 退職届は無効だと申し出てきた者への実務対応
14. 無期転換権発生直前に雇止めされた者への実務対応
15. 競業会社に転職しようとする者への実務対応
16. 正社員と同様に賞与を支払うように要求する契約社員への対応
17. 親会社の内部通報・コンプライアンス相談窓口寄せられた子会社の従業員性のセクハラ被害について、親会社が責任を負う可能性はあるのか。

午後 途中
休憩タイム
あり

17:00

講師 石寄・山中総合法律事務所 パートナー弁護士 江 畠 健 彦 氏